



令和4年4月1日から

小浜市子ども医療費助成制度の

対象年齢を

18歳までに拡大しました

18歳の3月31日まで
※4月1日生まれの方は
17歳の3月31日まで



子ども医療費助成の対象となる方

小浜市に住民登録がある 0歳～18歳まで（満18歳に到達後の最初の3月31日まで）のお子さま

※働いている方も対象になります。

※結婚されている方は、対象になりません。



- 受診の際は、医療機関等の窓口で『健康保険証』と『受給者証』の提示をお願いします。福井県内の医療機関等であれば、受給者証に書かれた自己負担金額のお支払いと、診察を受けることができます。

医療機関等での受診の流れ (窓口無料※1)



※1 窓口無料・・・就学前児童の保険診療分は、窓口で無料になります。
小学生以上は、自己負担金の支払いが必要です。
自己負担金額は、1医療機関あたり、通院は月500円まで、入院は1日500円まで（月4,000円まで）となります。



～ 子ども医療費助成制度について ～

小浜市では、子育ての経済的負担を軽減すること、および子どもの健康福祉の増進に寄与することを目的に「小浜市子ども医療費助成事業」を実施しています。また、医療機関等での窓口無料化を実施していますので、自己負担金以外のお支払いは不要です。

※お子様の出生日から受給者証がお手元に届くまでお時間が掛かります。受給者証がない期間の診療につきましては、領収書をご持参の上、子ども未来課窓口までお越しください。

<対象者および受給者証の有効期間>

対象者	有効期限	
0～18歳の子ども	・18歳になった後の3月31日まで有効 (4月1日生まれの方は、17歳の3月31日まで) ※他の医療費助成を受けている場合は対象外になります。	

<助成範囲>

年齢	助成範囲
0～6歳（小学校就学前）	○健康保険が適用される医療費を全額助成
7～18歳 (小中学生および高校生)	○健康保険が適用される医療費のうち以下の額を控除した額 ・入院の場合 1医療機関につき 500円/日（上限4,000円/月） ・入院以外の場合 1医療機関につき 500円/月 ※総合病院の場合、歯科は別計算をします。 ※薬局の場合、健康保険が適用される医療費は全額助成します。

<医療費助成の仕組み>

○県内での受診の場合、医療機関等にて受給者証に記載してある自己負担金をお支払ください。

県外での受診の場合は、医療機関等にて医療費を一旦お支払ください。

福井県内の受診	・医療機関等を受診される時に、『健康保険証』と『受給者証』を必ず提示してください。(医療機関等から、処方箋が出た場合、薬局でも提示してください。)
受診時に、受給者証を提示しなかった場合	市役所1階子ども未来課窓口で、助成申請手続きをしてください。 ○必要なもの・・・医療機関等で発行された『領収証』と『受給者証』 ※受診日から2年経過すると助成対象とはなりません。
福井県外での受診	※毎月10日に締め切り、約2か月後に指定された口座へ振り込みます。
弱視用めがねや補装具を作製した場合	○必要なもの・・・『医師の意見書・装具装着証明書』、『領収書』、 『加入健康保険組合等からの支払通知書の写し』 ※助成額には限度額および年齢制限がある場合がございます。

<医療費助成と他の給付が重複するとき>

高額療養費（社会保険法で規定）	・左記の給付を受けた場合、その額を除いての助成となります。
付加給付（健康保険組合）	※加入健康保険組合等からの、高額療養費や付加給付の支払通知書の写しを添付してください。
災害給付金 (スポーツ振興センター)	・左記の給付と小浜市医療費助成が重複してしまった場合、該当額を翌月以降の助成額と相殺するか、返納して頂きます。

<医療機関発行の「領収書」について>

保険適用分かどうか判断の出来る領収書（診療点数が記載されているもの）でなければ受付できません。

（注：領収印のないものや、金額しか記載されていないレシートでは受付できません。）

「健康保険」や「振込口座」、「住所」などに変更があった時は、必ず届け出をしてください。
変更の届け出が無い場合、適切な助成が受けられないことがあります。

